

レセプト電算処理システム(医科)参加における注意事項(お願い)

平成 16 年 6 月

福岡県国民健康保険団体連合会

レセプト電算処理システム(医科)に参加し、磁気媒体による請求を行う場合、記載要領に記載されている取扱いのほか、以下の注意事項に留意され、提出していただくようお願いいたします。

1. 月遅れ分の取扱い

- ◆ 磁気レセプトによる請求開始以前の診療月分については、紙レセプトにより請求してください。
- ◆ 磁気レセプトによる請求開始後の診療月分については、月遅れ分であっても磁気レセプトで請求できます。ただし、一度磁気レセプトで請求し、返戻扱い等となった月遅れ請求分は、連合会で出力した当該紙レセプトにより請求してください。

2. 「受付エラー連絡票」について

- ◆ 読み取り不能により紙(レセプト)出力ができなかった分を受付エラー連絡票にてお知らせしています。従って、再請求については、エラーメッセージをご確認のうえ、月遅れとして次回以降の磁気レセプトに含めて請求してください。(紙レセプトによる請求でもかまいません。)

3. 県単事業分(国保乳障母)の取扱い

- ◆ 県内保険者(県内保険者扱い分含む)で乳障母併用の場合は従前どおり紙レセプトにより請求してください。(磁気分には含まれません)
- ◆ 県外保険者で乳障母併用の場合についても、従前どおりの請求方法をお願いします。ただし、国保単独分レセプトにつきましては、磁気請求分に記録してください。

4. 総括票、請求書の取扱い

- ◆ 総括票の記載は、磁気レセプト分と紙レセプト分(国保乳障母含む)を合算して計上してください。
- ◆ 請求書については、磁気レセプト分と紙レセプト分(国保乳障母含む)とに区別し、従来通り作成してください。
- ◆ 総括票、請求書様式に変更はありません。

※磁気レセプト分の福岡市及び北九州市の請求書につきましては、区毎の作成をお願いいたします。

5. 磁気レセプトにおける日計表、症状詳記の取扱い

- ◆ 該当レセプトを特定できるように、文書初頭に医療機関コード、患者氏名、診療月分、保険種別(本人・家族別、入院・入院外別)、保険者番号、記号番号、レセプト番号、合計点数等を記載してください。なお、旧総合病院については、診療科名も併せて記載をお願いします。
- また、同一レセプトに係る日計表及び症状詳記については、ホチキスで綴じて提出してください。

レセプト電算処理システム(医科)参加における注意事項(お願い)

平成 16 年 6 月

- (1) 保険者番号順
- (2) 老人、退職、一般の順
- (3) それぞれのレセプト番号順

※科別提出の保険医療機関については従前どおり「科」を基本に提出ください。

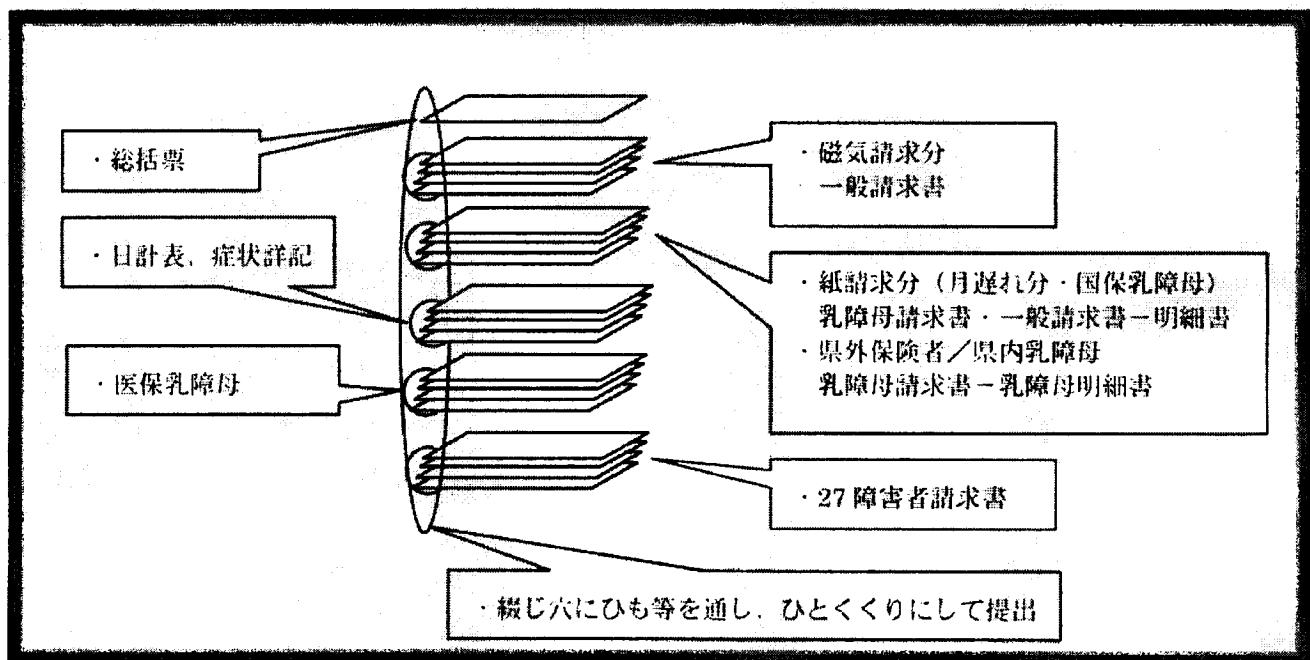
6. 27 障害者請求書及び医療障母の取扱い

- ◆ 従前どおり紙で提出してください磁気レセプトの提出日

7. 磁気媒体の色について

スケルトン状の磁気媒体 (FD) は受付装置の動作不良の原因となりますので、磁気媒体の提出につきましてはスケルトン状以外の媒体にてご提出ください。

8. 提出の方法



➤ それぞれ、左上の隅より右へ 12mm、下へ 12mm を中心に半径 2mm の穴をあけて、縫じ穴とすること。

9. その他

省令による提出期限は診療翌月の 10 日までとなっていますが、連合会において紙レセプト出力に日数を要しますので、可能な限り 6 日までの提出にご協力を願いいたします。